

吸収分割に関する事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく備置書類)

令和 5 年 7 月 3 日

三菱ケミカルグループ株式会社

2023年7月3日

三菱ケミカルグループ株式会社
代表執行役 ジョンマーク・ギルソン

吸収分割に関する事前備置事項

当社は、三菱ケミカル株式会社（以下「甲」といいます。）との間で、2023年6月30日に吸収分割契約を締結し、同年8月9日付で当社を分割会社とし、甲を承継会社とする吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことといたしました。

よって、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、下記のとおり吸収分割の内容その他法務省令で定める事項を開示いたします。

記

1. 吸収分割契約の内容
別紙1の「吸収分割契約書」のとおりです。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
本分割は、完全親子会社間の吸収分割であるため、甲は、当社に対して金銭等の交付を行わないことといたしました。
3. 甲の計算書類等の内容
甲の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。
4. 甲において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
6. 本分割が効力を生ずる日以降における当社の債務及び甲の債務（当社が本分割により甲に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項
 - (1) 当社の債務の履行の見込みについて
当社の2023年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は2,012,340百万円、負債の額は1,540,944百万円、純資産の額は471,397百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。
本分割により、当社が甲に対して承継する資産の額は、157百万円、負債の額は157百万円となる見込みです。
また、本分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は予測されておらず、本分割後における当社の資産の額は負債の額を十

分に上回る見込みです。

以上の点、並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

(2) 甲における当社から承継された債務の履行の見込みについて

甲の2023年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は1,497,576百万円、負債の額は850,210百万円、純資産の額は647,366百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

(1)で述べたとおり、本分割により、甲が当社から承継する資産の額は、157百万円、負債の額は157百万円となる見込みです。

また、本分割の効力発生日までに甲の資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は予測されておらず、本分割後における甲の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに甲の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、甲が当社から承継する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以 上

吸収分割契約書

三菱ケミカルグループ株式会社（住所：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号、以下「甲」という。）と三菱ケミカル株式会社（住所：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号、以下「乙」という。）とは、第1条において規定する甲の保有する株式の管理事業を乙が承継する吸収分割（以下「本分割」という。）に関して次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の規定に従い、自己の保有する Mitsubishi Chemical APAC Pte. Ltd.の発行済み全株式の管理事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、吸収分割により乙へ承継させ、乙はこれを承継する。本分割により甲より乙に承継される本事業に関する資産及び負債の詳細は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) Mitsubishi Chemical APAC Pte. Ltd.の発行済み全株式
- (2) 田辺三菱製薬株式会社からの借入金（借入金の額については、甲における Mitsubishi Chemical APAC Pte. Ltd.に対する投資簿価の額と同額とする）

第2条（吸収分割に際して交付する株式等）

乙は甲の完全子会社であるため、乙は、本分割に際して、甲に対し乙の株式その他金銭等の交付を行わない。

第3条（効力発生日時）

本分割の効力発生日時（以下「本効力発生日時」という。）は令和5年8月9日午前零時とする。但し、本分割の手続の進行上必要あるときは、甲乙協議の上、本効力発生日時を変更することができるものとする。

第4条（条件変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日時に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態、経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。

第5条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議解決する。

以上、本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙が本紙、甲がその写し

を保有する。

令和5年6月30日

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
甲 三菱ケミカルグループ株式会社
代表執行役 ジョンマーク・ギルソン

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
乙 三菱ケミカル株式会社
代表取締役 江口 幸治

別紙 2 吸収分割承継会社（三菱ケミカル株式会社）の最終事業年度に係る計算書類等

第6期 事業報告

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

三菱ケミカル株式会社

事業報告

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

1. 親会社等との取引に関する事項

当社の親会社は、持株会社である三菱ケミカルグループ(株) (以下「MCG」という。) (注1) であり、同社は、当社の株式 572,034,109 株 (出資比率 100%) を保有しております。当社は、同社によるポートフォリオマネジメントのもと、事業を行っております。

当社は、同社から長期及び短期資金の借入れを行っておりますが、市場取引と比較して取引条件が不合理でないこと等を確認し、公正かつ適正に実施しており、当該取引は当社の利益を害するものではないと考えております。

(注1) 「(株)三菱ケミカルホールディングス」は、2022年7月1日付で、「三菱ケミカルグループ(株)」に商号を変更しております。

2. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

3. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要 (注2)

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備の基本方針

当社が取締役決定した業務の適正を確保するための体制の整備の基本方針 (以下「基本方針」といいます。) は、以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. MCG の「グループ企業行動憲章」を、当社におけるコンプライアンスに関する基本規程とする。

ロ. MCG が「グローバル・コンプライアンス推進規程」その他の関連規則に基づき整備するコンプライアンス推進体制に依拠し、当社におけるコンプライアンス推進プログラムを適切に運用する。

ハ. 財務報告の信頼性確保に係る内部統制システムを整備し、その適切な運用と管理にあたる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「MCG グループ・情報セキュリティポリシー」その他の関連規則に基づき、取締役の職務の執行に係る「取締役決定書」等の文書及び電磁的記録を保存・管理するとともに、取締役及び監査役がこれを閲覧できる体制を整備する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

MCG が「ERM 基本規程」その他の関連規則に基づき整備するリスクマネジメント体制に依拠し、当社の事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損失を最小限にとどめるためのリスク管理システムを適切に運用する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の互選により代表取締役を選定するとともに、取締役が決定すべき事項、監視すべき事項及びその方法を定め、それを適切に運用することで、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. MCG のグループ経営の下、当社及び当社の子会社は MCG のグループ内部統制方針を共有する。

ロ. 当社及び当社子会社は、コンプライアンス推進、リスク管理、財務報告の適正確保等 MCG グループが一体運営する統制活動については、MCG が整備するグループ内部統制システムを適切に運営する。その他の統制活動については、個社として体制を整備し、業務の適正を確保する。

ハ. 当社及び当社子会社は、MCG の定める方法により内部統制状況について自主評価を行い、その結果について MCG の内部監査部門による独立評価を受ける。

⑥取締役の業務の決定が適正に行われることを確保するための体制

イ. 法令、定款又はその他の規定に基づき取締役が決定することを求められる事項については、文書又は電磁的方法により、取締役の過半数の賛成をもって決定し、決定事項は「取締役決定書」として記録保管する。

ロ. その他の取締役の決定事項については、取締役の過半数の決定に基づき定められた者に業務の決定を委託するとともに、かかる業務を受託したものの意思決定を各取締役が確認できる体制を整備する。

ハ. 取締役が業務の決定を行うに際しては、合理的な範囲で当該決定に必要な情報収集・調査・検討を行わせる。また、適時適切に経営の重要事項について報告を受け、確認することができる体制を整備する。

⑦監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役の業務から独立した立場にある者を監査役の指示のもと監査の補助にあたらせる。監査役補助者の人事（異動、評価等）については監査役の意見を尊重する。

ロ. 取締役及び使用人が、監査役監査基準その他関連規則に従い、当社グループ

における経営上の重要事項（会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を含む。）を監査役に報告する体制を確保する。

- ハ． 監査役に報告した当社グループの取締役、監査役及び従業員に対して、不利益な取扱いをしない。
- ニ． 監査役の職務の遂行に必要なとみなす費用については、会社が負担する。
- ホ． 重要会議への出席、関係部署に対する調査、重要案件に関する稟議書等の閲覧、取締役や MCG 監査委員との情報交換等、監査役が実効性ある監査を実施できる体制を整備する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の基本方針に従い、体制の整備とその適切な運用に努めており、当期の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ MCG が整備するコンプライアンス推進体制に依拠し、MCG「グローバル・コンプライアンス推進規程」に基づき関連規則を整理するとともに、コンプライアンス推進プログラムを適切に運用し、モニタリングとしての意識調査を継続実施している。
- ・ 取締役は、取締役会に代わる体制として定めた「取締役職務規程」に基づいて、コンプライアンス状況、法令違反、重大な事故、災害、その他当社に重大な損害を及ぼした事項及び重大なリスクに関する事項等について、報告をうけて状況を把握している。
- ・ MCG「内部統制推進基本規程」に基づき、当社は MCG のグループ内部統制方針に準拠している。
- ・ MCG「財務報告に係る内部統制運営指針」に従い、内部統制の整備・運用状況について、MCG 監査所管による内部統制が有効であるとの評価結果を確認した。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 「取締役職務規程」に定める取締役決定書、取締役報告(会)の資料、決裁事項資料及び電磁的記録を、作成・保存・管理するとともに取締役及び監査役がこれらを閲覧できる体制の構築に向けて整備した。
- ・ MCG「情報管理ガイドライン」を始めとする情報資産管理関連規則類に基づく適切な情報資産の運用・管理を実施している。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ MCG「ERM (Enterprise Risk Management) 基本規程」および MCG「ERM ガイドライン」に基づき、各部門で取り組みを開始した。

- ・2021年度のリスク管理活動と経営指定リスクについて、モニタリングをおこなった。
- ・リスク管理活動について取締役報告を行った。
- ・グループ全体に影響を与える重大な危機事象発生時において、影響の拡大抑止と早急な復旧を図るため、MCG 災害対策本部への体制を整備した。
- ・MCG「ERM 基本規程」、「MCG 災害対策本部規則」などの整備状況を確認しつつ、並行して東アジア有事の際の退避計画について検討に着手した。
- ・日本国内の大規模地震の際の安否確認システムによる安否確認情報を MCG、田辺三菱製薬(株) (以下「MTPC」という。)、(株)生命科学インスティテュート (以下「LSII」という。)との統一的な報告体制を構築した。
- ・日本からの海外出張時の安全確認として、MCG 一体での承認基準を整備した。
- ・2021年2月に公表した「MCC とそのグループ会社 人権方針」に基づき、「ビジネスと人権」に関するEラーニングを実施した(当社とその国内グループ会社に所属する国内勤務者対象)。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の互選により代表取締役を選定し、代表取締役は業務執行の決定とその執行を特定使用人等に委託し権限を委譲するとともに、取締役は「取締役職務規程」に基づき、決定すべき事項、監視すべき事項、及びその方法を適切に運用することで、取締役職務の効率的な執行を確保し、監視・監督している。
- ・MCGの統合DOAに基づき、各部門での職務権限を取りまとめた部門DOAを整備し運用している。
- ・MCGとしてイントラネットへの記事掲載やタウンホールミーティングの開催などを通じ、適時的確にMCGグループの経営状況や経営のメッセージ、考え方を発信している。これを通じて、経営と従業員との相互理解の促進と、めざす方向性の共有と実践を図っている。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・経営方針 および経営体制を踏まえ、再定義された MCG グループ理念 (Purpose/Slogan/Our Way) に合わせ、社内外に対する浸透活動を展開した。
- ・MCGのグループ経営の下、コンプライアンス違反事案発生時の報告体制の再整備・再確認を行った。
- ・内部通報制度については、MCG、MTPC、LSII とで一元化した体制の構築及び公益通報制度の改正対応を行った。
- ・MCG 監査所管の内部監査基本方針等に則り策定された当年度の監査計画に基づき、監査対象組織における統制環境、統制活動、リスク管理等を重点項目とする監査を実施するとともに、監査の指摘事項に対する改善状況をフォローアップによって確認した。(プロセス監査本部 18 件、グローバルプロセス監査部 22 社 36 拠点)

⑥取締役の業務の決定が適正に行われることを確保するための体制

- ・法令、定款又はその他の規程に基づき取締役が決定することを求められる事項は、取締役の過半数の賛成をもって決定し、決定事項は取締役決定書として保管している。
- ・特定使用人等の業務執行を監視・監督するため、取締役が報告を受けべき事項を「取締役職務規程」で定め、報告を受けるとともに、特定使用人等の決定証跡にアクセスできる権限を付与した。
- ・一部の重要な事項については特定使用人等が業務執行の意思決定を行う前に、取締役事前協議会を実施した。

(取締役決定 11 回、取締役事前協議 1 回、取締役定例報告 1 回)

⑦監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・「監査役監査基準」等に基づき、「取締役決定書」等重要な伺書を監査役に回付した。また、取締役報告により、「会社の業務等の適正を確保するための体制」の構築と運用の状況に関する事項、及びコンプライアンス等を報告した。
- ・MCG 監査所管及び内部統制推進本部より活動状況について監査役に報告した。
- ・「コンプライアンス推進規程」等において、相談・報告を行った者に対する保護を明確化している。
- ・監査役の監査業務補助のため補助使用人を配置し、その任命、評価、異動等に当たっては、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保している。
- ・監査役は MCG 監査所管の監査(国内 19 件)に参画するとともに、同所管と適宜情報交換を行い、同情報を監査役監査の参考としている。
- ・監査役監査計画に沿って、監査役が支出した費用のうち、監査に要するとみなすのが相当な費用については、当社が負担している。

(注2) 2023 年 1 月 1 日付で「業務の適正を確保するための体制の整備の基本方針」の内容を一部改定の上、当該基本方針に基づき運用しております。

以 上

第6期 附属明細書（事業報告関係）

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

三菱ケミカル株式会社

当事業年度においては記載すべき事項はありません。

以 上

第 6 期 計 算 書 類

〔 自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日 〕

三菱ケミカル株式会社

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位:百万円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	571,213	流動負債	636,446
現金及び預金	3,172	支払手形	2,313
受取手形	5,193	買掛金	149,320
売掛金	219,116	関係会社短期借入金	272,849
商品及び製品	168,810	1年内返済予定の長期借入金	40
仕掛品	5,279	1年内返済予定の関係会社長期借入金	74,160
原材料及び貯蔵品	102,762	未払金	59,959
関係会社短期貸付金	4,305	未払費用	15,127
未収入金	41,193	未払法人税等	47
未収還付法人税等	12,426	預り金	28,143
その他	9,234	賞与引当金	26,072
貸倒引当金	△ 280	1年内環境対策引当金	899
		その他	7,512
固定資産	926,363	固定負債	213,763
有形固定資産	(471,396)	関係会社長期借入金	133,600
建物	115,725	退職給付引当金	57,776
構築物	51,193	株式給付引当金	17
機械及び装置	134,742	定期修繕引当金	1,445
車両運搬具	326	関係会社整理損失引当金	53
工具、器具及び備品	14,367	債務保証損失引当金	7,381
土地	117,260	環境対策引当金	719
リース資産	1,206	資産除去債務	1,107
建設仮勘定	36,573	その他	11,662
無形固定資産	(17,803)	負債合計	850,210
のれん	1,276		
ソフトウェア	4,087	(純資産の部)	
その他	12,439	株主資本	639,964
投資その他の資産	(437,163)	資本金	53,229
投資有価証券	35,715	資本剰余金	(139,780)
関係会社株式	280,630	資本準備金	28,509
その他の関係会社有価証券	27,396	その他資本剰余金	111,271
出資金	672	利益剰余金	(446,953)
関係会社出資金	54,318	その他利益剰余金	446,953
従業員に対する長期貸付金	35	固定資産圧縮積立金	860
関係会社長期貸付金	158	繰越利益剰余金	446,093
長期前払費用	1,366		
繰延税金資産	29,488	評価・換算差額等	7,402
その他	8,122	その他有価証券評価差額金	7,402
貸倒引当金	△ 742		
		純資産合計	647,366
資産合計	1,497,576	負債純資産合計	1,497,576

損益計算書

自 2022年4月 1日

至 2023年3月31日

(単位:百万円)

摘要	金額
I 売上高	1,445,811
II 売上原価	1,281,085
売上総利益	164,725
III 販売費及び一般管理費	176,337
営業損失	11,611
IV 営業外収益	
受取利息	316
受取配当金	66,245
その他	4,651
(営業外収益合計)	(71,213)
V 営業外費用	
支払利息	2,968
債務保証損失引当金繰入額	2,171
その他	3,103
(営業外費用合計)	(8,242)
経常利益	51,358
VI 特別利益	
投資有価証券売却益	5,992
環境対策費戻入益	3,149
退職給付制度改定益	3,091
その他	1,397
(特別利益合計)	(13,630)
VII 特別損失	
固定資産整理損	8,040
減損損失	3,867
その他	2,439
(特別損失合計)	(14,347)
税引前当期純利益	50,642
法人税、住民税及び事業税	△ 10,428
法人税等調整額	9,231
当期純利益	51,839

株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

(単位:百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	53,229	28,509	111,271	139,780	868	475,217	476,085	669,096
当期変動額								
剰余金の配当				-		△81,220	△81,220	△81,220
当期純利益				-		51,839	51,839	51,839
会社分割に伴う増加				-		248	248	248
固定資産圧縮積立金の取崩				-	△7	7	-	-
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	△7	△29,124	△29,132	△29,132
当期末残高	53,229	28,509	111,271	139,780	860	446,093	446,953	639,964

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	
当期首残高	10,251	-	10,251	679,347
当期変動額				
剰余金の配当				△81,220
当期純利益				51,839
会社分割に伴う増加				248
固定資産圧縮積立金の取崩				-
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	△2,848	-	△2,848	△2,848
当期変動額合計	△2,848	-	△2,848	△31,980
当期末残高	7,402	-	7,402	647,366

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1	有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式・関連会社株式 其他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 市場価格のない株式等	移動平均法による原価法 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 移動平均法による原価法
2	デリバティブの評価基準及び評価方法 デリバティブ	時価法
3	棚卸資産の評価基準及び評価方法 商品、製品、原材料、その他の棚卸資産 貯蔵品(除く包装材料及び劣化資産) なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。	総平均法による原価法 移動平均法による原価法
4	固定資産の減価償却方法	
1	有形固定資産(除くリース資産)	定額法
2	無形固定資産(除くリース資産)	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3	リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5	引当金の計上基準	
	貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
	賞与引当金	従業員賞与等の支給に備えるため、支給見込額及び当該支給見込額に対応する社会保険料会社負担見込額のうち、当期に負担すべき費用の見積額を計上しております。
	退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準を採用しております。 未認識項目の費用処理方法及び費用処理年数 未認識過去勤務費用 定額法 5年 未認識数理計算上の差異 定額法 5年(翌期より費用処理しております。)
	株式給付引当金	株式交付規則に基づく取締役及び執行役員への親会社株式の給付等に備えるため、当期末における株式給付債務の見込み額に基づき、計上しております。
	定期修繕引当金	貯油槽の定期的修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期に負担すべき費用の見積額を計上しております。
	固定資産整理損失引当金	固定資産の整理に伴い支出が予想される処理費用の発生に備えるため、当該損失見積額を計上しております。
	関係会社整理損失引当金	関係会社の事業整理に伴い負担することとなる損失に備えるため、当該損失見積額を計上しております。
	関係会社事業損失引当金	関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額等、及び債務保証に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額を計上しております。
	債務保証損失引当金	関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、当社が負担することが見込まれる額を計上しております。
	環境対策引当金	環境対策を目的とした工事等に伴い将来負担することとなる損失に備えるため、当該損失見積額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換で、権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社は、機能商品、ケミカルズの事業領域において事業活動を行っており、国内外の顧客に多種多様な製品等の提供を行っております。

これらの事業における製品販売については、製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

7 ヘッジ会計の方法

1 ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を採用しております。

2 ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建予定取引

3 ヘッジ方針

当社の内部規定である「リスクヘッジ要領」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

4 ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価する方法を採用しております。

会計上の見積りに関する注記

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当会計年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)29,488百万円
(繰延税金負債と相殺前の金額は42,278百万円です)

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

将来課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、売上収益の予測と原料価格の市況推移の見込です。

③翌会計年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上収益の予測及び原料価格の市況推移の見込については、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があります。将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の評価が異なる可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当会計年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産471,396百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

減損の兆候がある有形固定資産の減損損失を認識するかどうかの判定は、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識します。割引前将来キャッシュ・フローは、原則として5年を限度とする事業計画とその後の成長率を基礎として見積もっております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、原則として5年を限度とする事業計画における将来キャッシュ・フローの見積り、割引率及び成長率です。将来キャッシュ・フローの見積額は主として、売上収益の予測及び市場の成長率に影響を受けます。

③翌会計年度の計算書類に与える影響

主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば回収可能価額の算定結果が異なる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 1,750,074 百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- 保証債務等残高
銀行借入等に対する保証債務等
保証債務残高 3,976 百万円(うち、当社負担割合額 3,972百万円)
- 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)
短期金銭債権 113,873 百万円
短期金銭債務 72,167 百万円
長期金銭債務 453 百万円

損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
売上高 456,779 百万円
仕入高 449,267 百万円
営業取引以外の取引高 119,429 百万円
- 投資有価証券売却益(特別利益)
主に、信越化学工業株式会社株式、ジェイカムアグリ株式会社株式を売却したものであります。
- 環境対策費戻入益(特別利益)
環境対策を目的とした工事等に伴い、将来負担することになる損失に備えるため、当該損失見積額を計上していましたが、処理計画の見直しにより戻入れたものであります。
- 退職給付制度改定益(特別利益)
2022年4月に退職給付制度を確定給付年金制度から確定拠出年金制度へ移行したことによるものです。
- 固定資産整理損(特別損失)
主に、三重事業所 川尻休止不要配管の撤去に伴うものであります。
- 減損損失(特別損失)
当会計年度において、3,867百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。減損損失を認識した主要な資産は以下の通りであります。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
葛西社宅	東京都江戸川区中葛西	土地、建物等	1,704

・葛西社宅

1,704百万円(内、土地937百万円、建物760百万円、その他7百万円)

葛西社宅の売却を意思決定したことに伴い、投資の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。なお、回収可能価額は不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額により測定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 発行済株式の種類及び株式数に関する事項
当会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 572,034,109 株

- 2 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	基準日	効力発生日
2022年6月1日 臨時株主総会	普通株式	40,620百万円	2022年3月31日	2022年6月2日
2022年11月9日 臨時株主総会	普通株式	40,600百万円	2022年9月30日	2022年12月1日

②基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

2023年6月1日開催の臨時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 11,230百万円
- ・1株当たり配当額 19円63銭
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月2日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、投資有価証券評価損、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、
その他有価証券評価差額金等であります。なお、投資有価証券評価損及び繰越欠損金(地方税)等に係る繰延税金資産に対
しては、評価性引当額を計上しております。

(法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理)

当社は、当会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しました。

法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理について、「グループ通算制度を適用する場
合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金で運用し、また、資金調達については金融機関や三菱ケミカルグループからの借入により調達しております。なお、グループとしての資金の効率的な活用と金融費用の削減を目的として、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム)を導入し、グループ会社間及び三菱ケミカルグループとの間において貸付・借入を行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信関係規則に沿ってリスク低減を図っております。外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクは、必要に応じ為替予約を利用してヘッジしております。また、投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、その保有意義については毎期確認を行うとともに、定期的に時価、発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

買掛金は、主に1年以内の支払期日であります。一部の外貨建ての買掛金に係る為替の変動リスクは、必要に応じ為替予約を利用してヘッジしております。借入金は、営業取引や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、デリバティブ取引は経理規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当会計年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額※	時価※	差額
(1) 現金及び預金	3,172	3,172	-
(2) 受取手形	5,193	5,193	-
(3) 売掛金	219,116	219,116	-
(4) 関係会社短期貸付金	4,305	4,305	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,397	10,397	-
(6) 買掛金	(149,320)	(149,320)	-
(7) 関係会社短期借入金	(272,849)	(272,849)	-
(8) 関係会社長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	(207,760)	(206,945)	△ 815
(9) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	6	6	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-

※負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(6) 買掛金、(7) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 関係会社長期借入金

これらの時価については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

これらは取引金融機関等から提示された価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額
非上場株式等	333,344
出資金	54,991

これらについては、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	三菱ケミカル グループ(株)	被所有 直接100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1、注2)	81,157	関係会社 短期借入金	272,849
						1年内返済予定の 関係会社長期借入金	74,160
						関係会社 長期借入金	133,600
				利息の支払 (注1、注2)	2,846	未払費用	7

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、三菱ケミカルグループ(株)からの資金の借入及び返済の取引金額は純額表示しております。

(注2) 三菱ケミカルグループ(株)の取引金額は、2022年6月1日に(株)三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフを吸収合併したため、三菱ケミカルグループ(株)と(株)三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフの取引の合算表示となっております。

収益認識に関する注記

当社は、機能商品、ケミカルズの事業領域において事業活動を行っており、国内外の顧客に販売しております。製品販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。収益は重大な戻入れが発生しない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。なお、製品の販売契約における対価は、履行義務の充足時点である製品の引き渡し後、概ね1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,131 円	69 銭
1株当たり当期純利益	90 円	62 銭

第 6 期 附属明細書(計算書類関係)

〔 自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日 〕

三菱ケミカル株式会社

1 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	当期末 償却累計額	期末 取得価額
有形固定資産	建物	97,822	27,974	436	9,635 (1,668)	115,725	228,042	343,767
	構築物	48,450	7,881	236	4,902 (230)	51,193	219,330	270,523
	機械及び装置	129,840	45,304	740	39,661 (794)	134,742	1,220,002	1,354,744
	車両運搬具	315	187	0	175	326	2,917	3,243
	工具、器具及び備品	12,697	6,730	53	5,007 (49)	14,367	75,071	89,438
	土地	119,399	9	2,148 (1,066)	-	117,260	-	117,260
	リース資産	655	938	315	72	1,206	958	2,164
	建設仮勘定	58,576	73,835	95,838 (47)	-	36,573	-	36,573
	合 計	467,758	162,862	99,770 (1,113)	59,454 (2,743)	471,396	1,750,074	2,221,470
無形固定資産	のれん	1,468	-	-	191	1,276		
	ソフトウェア	4,293	1,305	24	1,487 (9)	4,087		
	その他	10,211	2,978	374	375	12,439		
	合 計	15,973	4,284	399	2,054 (9)	17,803		

(注1) 当期増加額の主要な内容

製造設備の維持・更新によるものであります。

(注2) 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()内は内数で、減損損失の計上額であります。

(注3) 「当期末償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

2 引当金の明細

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	1,106	386	470	1,022
賞与引当金	33,929	26,072	33,929	26,072
退職給付引当金	64,861	1,923	9,008	57,776
株式給付引当金	248	48	279	17
定期修繕引当金	1,633	173	361	1,445
固定資産整理損失引当金 ※1	1,121	-	1,121	-
関係会社整理損失引当金	-	53	-	53
債務保証損失引当金	5,210	2,171	-	7,381
環境対策引当金 ※2	1,788	-	170	1,618

※ 1 1年内固定資産整理損失引当金を含んでおります。

※ 2 1年内環境対策引当金を含んでおります。

3 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金額
運輸費	47,643
給与及び副費	27,082
研究開発費	38,793
業務委託費	20,195
減価償却費	1,849
その他	40,772
合 計	176,337

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2023年5月15日

三菱ケミカル株式会社

代表取締役 江口 幸治 殿

常勤監査役

宮森 隆雄



監査報告書の提出について

会社法第381条第1項の規定に基づき、監査報告書を作成いたしましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日までの三菱ケミカル株式会社の第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の従業員、親会社の監査委員その他の者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役決定書の確認及び取締役定例報告その他の重要な書類を閲覧し、取締役、特定使用人及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が一部の子会社の監査役を兼務(*)するとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。

(*) 常勤監査役の宮森隆雄は日本ポリケム株式会社、三菱ケミカルエンジニアリング株式会社の監査役を兼務。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第348条第3項第4号並びに会社法施行規則第98条第1項に定める体制の整備に関する取締役の当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社に対しては、その取締役及び従業員等から必要に応じて内部統制システムの構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 財務諸表は、E Y新日本有限責任監査法人が監査の基準に準拠して監査を行い、すべての重要な点において、会計の基準に準拠して作成されているものと認める旨の監査報告書(*)を発行していますが、その監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(*) 監査報告書は、当社及び三菱ケミカルグループ株式会社のみを利用者として想定しており、当社及び三菱ケミカルグループ株式会社以外に配布及び利用されるべきものではない旨の記載があります。

- ③ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ④ 内部統制システムに関する取締役の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

三菱ケミカル株式会社

常勤監査役

宮森 隆雄



独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

三菱ケミカル株式会社

代表取締役 江口 幸治 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中村和厚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

植木貴幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

川端孝祐

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

岡部 誠

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱ケミカル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上